

インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会（第8回）

令和4年5月31日

【池田消費者行政第二課課長補佐】 定刻となりましたので、会議を開始したいと思います。本日は皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会、第8回会合を開始いたします。

本日、事務局を務めます、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の池田でございます。

事務局よりウェブ会議による開催につきまして注意事項を申し上げます。本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、一部構成員及び傍聴につきましてウェブ会議システムにて実施しております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴としております。事務局において傍聴者は発言できないように設定しておりますので、変更なさないようお願いいたします。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のために、発言時以外はマイクをオフにいただきまして、映像もオフにさせていただきようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に書き込んでいただきまして、それを見て、座長から発言者を指名する方式で進めたく思います。発言する際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフにお戻しく下さい。接続に不具合がある場合には速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で事務局や座長宛てに連絡をいただければ対応いたします。

本日の資料の確認に移ります。本日の資料は、本体資料として資料1から4、また参考資料として、参考資料1から4までを用意しております。参考資料3につきましては、補遺、検索結果における海賊版サイトへの対応につきましては、ヤフー株式会社様より前回の発表以降の進捗状況について御報告いただいたものですので、御参照いただければと思います。また、参考資料1と2につきましても、それぞれ今回の検討の対象に資するものとして参考に供するものでございます。

本日、江崎座長代理は御欠席と伺っております。

注意事項は以上でございます。

それでは、これ以降の議事進行を曾我部座長をお願いいたたく存じます。曾我部座長、よ

ろしくお願いいたします。

【曾我部座長】 皆様、おはようございます。曾我部でございます。本日もよろしくお
願いいたします。

本日は、まずGoogle様から、以前御発表いただいた後のアップデートについて御発表い
ただき、その後、質疑応答を行います。続きまして、広告における海賊版サイト対策につ
いて、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会様より御発表いただき、その後、質疑
応答を行います。さらに続きまして、海賊版サイトの現状のアップデートについて、一般
社団法人ABJ様より御発表いただき、同じく質疑応答を行います。最後に、事務局から骨
子案について御発表いただき、その後自由討議を行う、こういう段取りになっております
ので、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、まずGoogleのMarkham Erickson様より御説明をお願いしたいと思いま
す。よろしく申し上げます。

【Google (Erickson)】 おはようございます。本日こちらでお話しできることを光栄
に存じます。

Googleは長年にわたり、私どものサービスに関する海賊版の撲滅に取り組んでまいりま
した。私どもは、御指摘いただいた漫画の海賊版の問題を含め、コンテンツクリエイター
からの海賊版に関する懸念を非常に深刻なものだと受け止めております。また、私どもは、
表現の自由、情報へのアクセス、そしてデュープロセスの重要性を強く信じております。

本日は、出版社の皆様の御協力の下、海賊版サイトへの対策に向けた、実効的な枠組み
の構築に向けて前進できましたことを御報告申し上げます。そして今後は、この直近の成
果を基に、これをさらに確実なものにしていきたいと考えております。

私たちは、海賊版対策と、日本のコンテンツや文化、産業をオンラインで促進するため
にインターネットと出版社のコミュニティーの皆様との長期的なパートナーシップを強化
することにコミットしております。3月16日に、私どもの最新の検討状況についてお話し
した後、この懸念に対応するため、出版社の皆様と緊密に連携してまいりました。そして、
その結果、裁判所のサポートの下、日本においてドメイン単位での検索結果から海賊版サ
イトの削除をする実験的なメカニズムについて、当事者間で合意できたということを御報
告申し上げます。

そして、この枠組みの中で、後継サイトや新興サイトへの対応についても議論させてい
ただいております。現在、このメカニズムの実施の詳細や、その実効性について、それを

確保するために、この細かい点を最終化するために議論をしているところです。そして、両者にとって実効性のある枠組みを構築するために、可能な限り御協力させていただき所存です。

さらに、私どもの著作権侵害による削除申請プロセスを通して、著作権保持者の方々は、個々のページの削除の要請を継続することが大切です。その上で、関係者の皆様から引き続き御協力をお願いいたします。

私どもは進化する海賊版に対応するため、インターネット上のアクターと出版社との信頼関係を継続的に発展させることにコミットしております。Googleは、セーファーインターネット協会の海賊版対策実務者意見交換会に引き続き参加してまいります。そして、出版界及びインターネット界の関係者全員を確実に巻き込んでいきたいと考えております。

このような定期的な協力を通して、私たちは海賊版の新たな脅威を先取りし、意図しない結果をもたらすリスクを最小限に抑えながら、新しい実用的な対処法を考えていきたいと考えております。

この長期的な協力は、海賊版に対抗する方法と、日本のコンテンツや文化、商品のオンラインによる合法的な消費を促進する方法の両方を視野に入れていく必要があります。私どもGoogleは、今年初めに、GoogleのArt & Culture、漫画プロジェクトを発表させていただきました。Manga Out of the Boxというものです。3月24日に、このManga Out of the Boxはスタートいたしまして、これは日本の漫画芸術の祭典です。そして、このプロジェクトは日本国内の13の機関との協力の下でつくられ、GoogleのArt & Cultureプラットフォーム上で、漫画の魅力的な歴史と文化を紹介するものです。

また、YouTubeは、日本のクリエイターや文化産業が国内外の新しい視聴者に、より大きなグローバルリーチを提供するための貴重なツールでもあります。また、視聴者に喜ばれ、市場の成長をもたらすような新しい作品のフォーマットを開発することが可能です。インターネットと出版クリエイターの皆様との実り多いパートナーシップが今後とも長く続けられますよう、よろしく願い申し上げます。

本日、このようなお話の機会をいただきまして、ありがとうございました。

【曾我部座長】 ありがとうございました。それでは、ただいまの御発表を踏まえまして、10分程度になりますけれども、皆様から自由に御質問、御意見等をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。チャットで、御発言希望がありましたらお願いします。

では田村先生、お願いします。

【田村構成員】 御発表をどうもありがとうございました。大変素晴らしい取組だと思います。1点質問したいことがあります。裁判所のサポートでドメイン単位での検索結果を削除するというお話がありましたが、どのような裁判所の関与が予定されているのかについて、お知らせいただければと思います。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そうしましたらお答えをお願いいたします。

【Google (Erickson)】 このメカニズムの詳細に関しましては、出版社様との機密事項になっておりますので、残念ながら今の時点で、これ以上の詳細なことは申し上げられません。

【田村構成員】 致し方ありません。了解いたしました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

もし後ほどまた御発言がおありのようでしたら、自由討議がございますので、その際に御質問いただいても大丈夫ですので、その際にお願いすることにしまして、取りあえず次のアジェンダに進みたいと思います。

続きまして次に、JIAA、柳田様より御説明をいただきます。よろしく申し上げます。

【日本インタラクティブ広告協会（柳田）】 それでは、御説明させていただきます。日本インタラクティブ広告協会、JIAAの事務局の柳田と申します。本日は海賊版サイトへの広告掲載抑止の取組について御説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、1ページですが、目次になります。御説明内容としては、海賊版サイトの問題と、その対応策といたしまして3つ、まず1つは、権利者団体のCODA様との連携による対応策、2つ目は当協会JIAAにおける自主的なガイドラインの策定、それから3つ目はJICDAQ、これはデジタル広告品質認証機構という組織になりますが、その認証制度の実施、これらを御説明いたしまして、最後にまとめと残された課題についてお話を申し上げたいと思います。

次のページ、まず2ページになります。当協会の概要です。現在280社のインターネット広告の事業者が加盟しておりまして、インターネット広告の健全な発展と社会的信頼の向上のために活動を行っております。

次に、3ページは当協会の基本方針です。定款に定める目的と会員の行動憲章、それから広告倫理綱領となります。続いて、4ページは御参考として当協会の役員の一覧です。

5ページは、ここからテーマである、海賊版サイトの問題に対する広告業界の取組について御説明いたします。2018年当時、漫画村をはじめとする海賊版サイトが大きな問題と

なりまして、その際に明らかになった広告に関する問題は2つございました。一つは海賊版サイトへの広告出稿・配信の問題です。広告が運営の資金源になってしまっていること、もう一つは、アドフラウドの問題です。これは海賊版サイトに限らないもので、全ての海賊版サイトで行っているというわけではありませんけれども、漫画村では、広告費を詐取する不正な手法を行っていることが確認されました。

問題の背景には、自動的・即時的な広告取引の仕組みと、それから多数の事業者間の連携によって広告配信経路が複雑になっているということがあります。この2つの問題に対して講じてきた対応策について、この後、御説明いたします。

6 ページは御参考として、現在主流となっている運用型広告では、様々な媒体の広告枠が複数の事業者を通じて取引されておりまして、広告配信の経路が非常に複雑化・多様化しているということを表しているものです。出稿条件に応じて効率的に取引される反面、紛れ込んでくる海賊版サイトのような違法、不適切な媒体を排除することが課題となっております。

次のページで、その対応策の一つが7 ページ、コンテンツ海外流通促進機構、CODA様との連携による取組です。個々の広告事業者が膨大な数の媒体、全てのサイトやアプリを確認して権利侵害の有無を判断するというのは非常に難しいんですが、そこを権利者団体のCODA様が情報を集約した悪質性の高い著作権侵害サイトのリストを提供いただいて、それを基に各社が広告出稿・配信抑止の対策を実施しています。そのリストは2018年2月より、CODA様から、JAA、日本アドバイザーズ協会と、JAAA、日本広告業協会、それから当協会JIAAの広告関係3団体に提供いただいております。

当協会では、2018年の6月から会員による本運用を開始しています。当初は4半期に1度のペースでしたが、より早く対策を講じられるよう、現在は2か月に1度程度の頻度で更新したリストを提供いただいて、会員がブロックリストとして活用しております。それから2020年の11月からは、海賊版アプリ、これは主に、違法な音楽配信アプリのリストの提供も受けて、対策に加えております。

また、海賊版サイトが対策を迂回するような技術を講じる場合がありますので、そのような問題が、CODA様が監視されている中で発見された場合には、CODA様との連携の枠組みの中で、該当する会員に個別に連絡して、即時広告を停止するような対応措置も行っています。

また、2018年7月から、広告関係団体とCODA様とで4半期に一度、事務局レベルでの定

期協議を行っておりまして、その中で、提供リストに基づいた対策の有効性や改善策などを検討しております。

さらに2019年の9月、各団体の関連委員会の委員で構成する、「海賊版サイトへの広告出稿抑制に関する合同会議」を設置しました。この中で、内閣府知財戦略推進事務局様、それから経済産業省のコンテンツ産業課様からの要請も受けまして、会員による提供リストの運用では解決できない、団体非加盟のアウトサイダーに対する対策を協議しました。そして、合同会議からアウトサイダーに対して文書による働きかけをするなどの対策も行っております。

次の8ページは、6ページの運用型広告の図に、CODA様提供リストを活用した対策を示したものです。リストを広告主や広告事業者がそれぞれに活用して対策を行っています。リストに記載されているサイトを排除するために、広告掲載先の選定時や掲載後のパトロール、それから広告掲載先の判定・制御、モニタリングや新規サイトのフィルタリングなどに利用しています。

9ページからは、CODA様の定点モニタリングで確認された、提供リストを活用した取組の成果を御紹介します。これはある海賊版サイトのモニタリングの結果ですけれども、リストの本運用から半年後の2018年の12月時点、会員の広告プラットフォーム経由の配信はなくなって、非会員1社のみとなった後に、サイトの閲覧ができなくなっております。

それから次の10ページ、別のリーチサイトの例ですけれども、リストの提供をいただいた後、2018年10月に、会員の広告プラットフォーム経由はなくなりましたが、翌年5月に、海外から対策を迂回されてしまいました。再び対策をして、9月に会員がなくなり、会員が連携している非会員の広告プラットフォームにも影響して、広告の数が減少して、直貼りのアフィリエイトが増加するという傾向が見られました。

このサイトに対しては、次のページの11ページになりますけれども、2019年の9月、先ほど御説明した、「海賊版サイトへの広告出稿抑制に関する合同会議」から、団体非加盟のアフィリエイトの広告事業者と広告主に対して協力要請の文書を出しました。2020年7月にも2回目の文書を出しました。この間、2020年の10月に改正著作権法でリーチサイト規制が施行されて、そのことも2回目の文書に記載いたしました。最終的に2020年の12月にサイトの閉鎖が確認されました。

続いて次のページ、対応策の2つ目になります。当協会JIAAにおける自主的なガイドラインの策定についてです。2018年から策定を検討しておりましたブランドセーフティガイ

ドライン、正式には「広告掲載先の品質確保に関するガイドライン」といいますが、これを2019年の4月に制定しました。違法・不当なサイトなどへの広告費の流出を防ぎ、広告主のブランドを守り、安全性を確保するための標準的な原則を規定し、実施すべき具体的な対策を提示したものです。CODA様提供リストの活用を含んでおります。

また、もう一つの問題、アドフラウド対策を含む無効トラフィック対策ガイドライン、これは「広告トラフィックの品質確保に関するガイドライン」というものですが、これを2021年4月に制定いたしました。広告配信における無効なトラフィックを排除し、不正な第三者への広告費の流出を防ぐための取引品質の確保に関する原則を規定し、主な類型と対策を提示したものです。

13ページは、御参考として当協会におけるガイドラインの位置づけについてです。会員社のインターネット広告ビジネスの指針、事業者向けのガイドラインとして、会員社自らが協議して、合意の上で定めています。各社は法令だけでなく、業界の自主的な指針も踏まえて、自社のサービスの特性に応じて自社基準を定めています。

14ページからは、御参考として、ブランドセーフティガイドラインの抜粋です。目的として、海賊版サイトなどの違法・不当なサイトへの広告費の流出を防ぐこと。それから、次のページ、15ページ、広告掲載先の品質確保に関する原則として、第4条に「違法なサイト等への広告掲載の排除に努める」としておりました、該当するものとして、「⑥偽ブランドの販売や海賊版サイトなどの商標権や著作権を侵害するもの」を規定しております。

その他、次の16ページ、情報の利用を規定しています。この中で、「規制当局や関係機関、民間団体などから当法人に提供され、共有される情報を積極的に活用することが望ましい」としております。共有される情報の注釈として、「CODAから提供される著作権侵害サイト情報等」と記載しております。

17ページは、第4条で別紙1としたカテゴリーです。商標権、著作権侵害のカテゴリーとして、海賊版サイト、それからリーチサイトと示しております。

18ページは御参考として、2018年当時に確認した、会員社が海賊版サイトに広告を配信していた事実の、その事案の実態です。詳しくはこれについて御説明はいたしません、この件についても、次のページ、19ページ、当該会員社の改善策として、CODA様提供リストをブロックリストとして共通して活用できるようシステムを改修して、改善が図られております。

20ページからは、こちらも御参考として、無効トラフィックガイドラインの抜粋です。

目的として、海賊版サイトに限りませんが、不正な第三者への広告費の流出を防ぐこと、それから次のページ、21ページ、取引品質の確保に関する原則として、各事業者において無効トラフィックの排除、悪意ある無効なトラフィック、不正に広告費を詐取することを目的としたアドフラウドによって生じるトラフィックの排除にも努めることと規定しております。

また、22ページ第5条に、無効トラフィックの排除のための検知や除外の対策を挙げておりますが、その一つに、「⑤業界が推奨する技術標準の導入」があります。この注釈に、国際組織であるIAB Tech Labが提唱する技術仕様、ads.txtと呼んでおりますが、これを挙げております。

23ページ、その他として、第三者機関の認証取得として、業務プロセスの検証を行う第三者機関の認証取得を推奨しております。第三者機関の注釈に、後ほど説明するデジタル広告品質認証機構、JICDAQ、それから米国のTAGを例として挙げております。

24ページは、御参考までに無効トラフィックの代表的な類型になります。25ページ、こちらも御参考として、2018年当時、海賊版サイトで確認されたアドフラウドの例です。これについて、次の26ページのとおり、ドメインスプーフィングという、大手媒体社になりすました不正の手法が行われていたんですけれども、この手法については、ads.txtの導入によって未然に防ぐことができるような対策が進んでいます。これは多くの媒体社やDSPが導入することによって効果を発揮するというものになります。

続いて、27ページは御参考として、業界ガイドラインなどの自主的な取組の意義を御説明したものです。本日御説明している海賊版サイトに対する取組は、一番下にありましており、業界全体の指針の下、広告取引のサプライチェーンの健全性を保つため、各事業者がそれぞれ人的コスト、技術開発コスト、サービス導入コストをかけて、自主的に取組を実施しているというものです。

28ページからは、さらに業界ガイドラインの取組を補強して実効性を高める認証制度の取組についてです。JAAとJAAA、それから当協会JIAAの広告関係3団体は、2021年3月にデジタル広告品質認証機構（JICDAQ）を設立しまして、4月より認証事業を開始しております。無効トラフィック対策とブランドセーフティに関わる業務プロセスの認証基準に沿って適切に業務を行っている事業者を認証し公開することで、市場の信頼の向上を目指しております。2021年11月1日から、認証を付与された事業者を公開しておりまして、現在89社が認証を取得しております。

29ページは、JICDAQの認証制度の枠組みについてです。JICDAQでは、JIAAのガイドラインを基に、ブランドセーフティ認証基準と無効トラフィック対策認証基準を定めています。認証に当たって、日本ABC協会を検証・確認を行う第三者機関として、広告事業者の業務プロセスにおける品質確保について、公正かつ客観的な判断を行っています。

諸外国でも同様に、広告主、広告会社、媒体社、プラットフォーム事業者の業界団体が共同で枠組みをつくって取り組んでいますので、JICDAQの認証制度では国際的な連携も図っています。

次の30ページ、それから31ページは御参考として、JICDAQの認証基準に定める対策の詳細です。ブランドセーフティ認証基準では、CODA提供リストの利用が必須となっています。それから次の31ページ、無効トラフィック対策認証基準では、先ほど御説明したads.txtの導入が必須となっています。

32ページは御参考として、JICDAQの組織図になります。次のページですね。検証確認機関である日本ABC協会、それから委員会の一つとして、外部の有識者から成る諮問委員会がございまして、組織と認証制度の中立性・公正性を確保しております。実はこの検討会の構成員の上沼様、それから曾我部様、それから森様にも、昨年より諮問委員をお願いしております。

それから33ページ、こちらも御参考として、現在は英国のJICWEBSと統合された米国TAGの枠組みと、それから、JICDAQの連携を表した図になります。

最後に34ページ、残された課題についてですけれども、御説明してまいりましたとおり、CODA様、それから権利者団体の皆様との連携によるリスト運用や、アウトサイダー対策など、業界を横断して海賊版サイトへの広告出稿・配信抑止の対策を行ってまいりました。

この間、規制強化や摘発、それから訴訟といった法的な対応や、権利者の方々の対策や啓発などもあり、私どももABJ様、それから民放連様の啓発キャンペーンにも協力いたしておりますけれども、それによって広告関係者の意識も対策も向上いたしまして、総合的に抑止効果を発揮していると言えます。

現在CODA様から提供されるリストの海賊版サイトを見ますと、広告は海外からの配信で、オンラインカジノ、あるいはアダルトなどのアンダーグラウンドな内容の広告だけになってきています。通常の広告掲載で十分な収入を得ることが難しくなっていますので、先ほど御説明したように閉鎖したサイトもあり、一定の効果が現れています。

ただし、サイト運営者が直接広告を貼っているもの、それから非会員の海外の配信サー

ビスを利用しているようなケースがほとんどになってきていますので、私どもの対策だけでは限界があります。また、巧妙に対策を擦り抜けようとする悪質なサイトやアプリといったごっこになっていますので、もちろん忍耐強く、継続して広告抑止の対策に取り組むことが必要です。

本来は海賊版サイトの問題は、コンテンツ産業界の著作権侵害による被害の問題ですが、広告業界としては市場の信頼を失う問題です。広告主のブランド毀損の問題、それから社会的には広告が違法サイトの資金源になる問題で、正当な媒体社や広告事業者が得るはずの広告費が海賊版サイトに流れてしまう問題でもあります。その対策にかかるコストを負っているというのが現状です。

広告抑止策のような周辺対策も効果を上げてはいるものの、難しいことは承知しておりますが、海賊版サイトに対する摘発や法執行など、直接的、根本的な解決が望まれます。

以上で御説明を終わります。ありがとうございました。

【曾我部座長】 柳田様、どうもありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御発表につきまして、構成員の皆様方から御質問、御意見をいただきたいと思っております。取りあえず10分程度を予定しておりますけれども、御発言希望がございましたら、チャットでお知らせいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

では森先生、それから田村先生の順番でお願いします。では、まず森先生、お願いします。

【森構成員】 森でございます。御説明ありがとうございました。御説明資料の10枚目について教えていただきたいと思うんですけれども、10ページです。対策の成果として、広告表示数の推移ということでグラフをお見せいただきましたが、この見方ですけれども、テキストのところを拝見しますと、2018年10月頃から0社となったと。2019年5月頃から、これを行って、1社の広告が掲載されたけども、9月には再び0社となって、これは多分、JIAA会員とお書きいただいているのは、これは広告プラットフォームのことだと理解しましたけれども、それでよろしいでしょうかということなんです。

これは折れ線グラフの青、赤、緑のところの説明がそう書いてあるので、そのように理解をいたしまして、その2つ目、2段落といたしますか、矢印の2つ目ですけれども、その非会員が5社に増えたということはどういうことかと思っております。これについて教えていただければと思っております。この2段落目について教えていただければと思っております。よろ

しくお願いします。

【日本インタラクティブ広告協会（柳田）】 御質問いただきました内容につきまして、これはCODA様のモニタリングで、実際にその海賊版サイトがどのような意図を持って、どのように、どのようなツールを使ってやっていたかということまでは、うかがい知ることができないものではあるんですけども、最初の御質問、会員のプラットフォームということはそのとおりでございます。

それから、非会員が増えたという理由ですけど、これは推測でしかないんですが、大手の会員の広告プラットフォームが広告掲載先から排除するというをしたために、何らか海賊版サイトの運営者のほうで広告費を確保するために様々なツールを使った結果、そのような、非会員の配信が増えたということがあるのではないかと思います。

【森構成員】 ありがとうございます。この海賊版サイトというのは、そうしますと海賊版サイト全般についてということでしょうかね。何か非会員が、つまり海賊版サイトに広告を出している広告プラットフォームは誰ですかと尋ねたときに、それは世の中の海賊版サイト一般について、非会員プラットフォーム5社が広告を提供していますと、そういう感じでしょうか。

【日本インタラクティブ広告協会（柳田）】 これはある1つの海賊版サイトのモニタリング結果になります。

【森構成員】 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では田村先生、お願いします。

【田村構成員】 田村です。どうも様々な取組をお知らせいただきまして、ありがとうございました。勉強になります。

28枚目について確認したいことがございます。JICDAQのことです。JICDAQの品質認証取得を前提とする登録事業者が130とありますが、これが3団体の分母で、そのうちの89が認証されている、要するに、現在の認証率は130分の89ということでしょうか。分からなかったもので、お知らせいただければと思います。

【日本インタラクティブ広告協会（柳田）】 この130社というのは、現在、認証を取得する前提で登録をしている事業者ということになります。認証の申込みは随時受けているということになりまして、体制が整ったところから順次、検証を開始しているということになります。ですので、昨年からの認証を付与するということを始めまして、現在までに登録されている130社のうち89社が認証取得が完了しているということになります。

て、残りに関しては今現在、検証を行っているという状況になります。

それから、この3団体の分母というのが130社ということではなくて、認証を受けるべき事業を行っている事業者、広告事業者ということになります。さらに、自ら登録を申請していただくということになっておりますので、認証を受ける意思のある事業者ということになります。

【田村構成員】 そういたしますと、この3団体に加盟している事業者数はかなり多いということになりますか。

【日本インタラクティブ広告協会（柳田）】 例えばJAAさんは広告主の団体ですので、広告主はこの認証の対象にはなっておりません。登録アドバイザーは100社とありますけど、広告主がこの取組に賛同したという場合に登録するんですけれども、賛同の意思を示していただいているというところが100社となっております。

それから、私どもの会員は280社ございますけれども、この中で認証を取得すべき事業者ということになりますと、全てということではございませんので、認証を取得すべき事業者として登録しているのが今130社、これは日本広告業協会、JAAAさんも合わせての数となっております。ですので、会員数自体は多いということになります。

【田村構成員】 なるほど。では、130がほぼ本来期待される分母と考えてよろしいということでしょうか。

【日本インタラクティブ広告協会（柳田）】 いえ。

【田村構成員】 そうでもないのですね。

【日本インタラクティブ広告協会（柳田）】 はい。このJICDAQの取組は、会員に限らず、登録も認証も受けていただくことができますので、まだ始まったばかりの取組ですので、広告事業者もそうですし、それから広告主、登録アドバイザー、こちらも数を増やしていきたいというところがございます。

【田村構成員】 この3団体の中で登録されると期待されている事業者は130くらいということですか。

【日本インタラクティブ広告協会（柳田）】 いえ、まだあると思います。

【田村構成員】 なるほど。どのくらいかは、分からないのですね。

【日本インタラクティブ広告協会（柳田）】 数は何とも言えませんが、130に限られるということではないと思います。体制の整備が必要でして、認証にはかなり厳しいシステムの改修なども含めて対応している事業者もいるということもございますし、そ

れから、会員社の中には直接デジタル広告を取り扱っていない事業者もいますけれども、そういったところは認証を受けるということではなく、例えば賛助登録事業者として登録いただくとか、そういったことも含めて啓発を続けていきたいと思っております。

【田村構成員】 さらに、この登録事業者130と登録アドバイザーの関係を教えてくださいませんか。

【日本インタラクティブ広告協会（柳田）】 登録アドバイザーというのは、アドバイザー、広告主として、広告を出稿する側と。

【田村構成員】 なるほど、すみません。専門用語が分かっていないということですね。了解いたしました。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の関係で確認ですけど、このJICDAQの品質認証取得を前提とする登録事業者が130社というところに御質問いただいていたと思うんですけども、この登録事業者というのは要するに認証を受けることを希望して登録しているという、そういう意味の登録ということによろしいですか。

【日本インタラクティブ広告協会（柳田）】 はい、そうなります。

【曾我部座長】 大まかな意味として、要するに認証を希望して申請しているというようなことですか。

【日本インタラクティブ広告協会（柳田）】 はい、現在、検証を行っている最中の事業者を含むということになります。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、また、先ほどと同様に自由討議の時間がございますので、追加で御質問がありましたらその際にお願ひします。そういうことで、次に進ませていただきます。

ABJの伊東様に、続きまして御説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【ABJ（伊東）】 よろしくお願ひいたします。一般社団法人ABJの広報部会長の伊東です。一般社団法人ABJについて簡単に御説明させていただきます。

出版社だけでなく、通信事業者やIT事業者、そして電子書店の皆さんと一緒に海賊版に対抗していこうという組織になります。私は日頃、集英社という出版社で海賊版対策に従事しております、その2つの立場から今日は説明させていただければと思ひます。

ということで、最近の状況、まずこれを御覧になっていただければと思ひます。この青線の折れ線が上位10サイト、これは月によって上位10サイトが入れ替わるので、常にその

月の上位10サイトを合計したアクセス数を折れ線グラフにしたものになります。左から、御覧になっていただければ分かる通り、2020年の初の緊急事態宣言から、ぐんぐん伸びて、2021年の秋には、合計アクセス数が4億という非常に巨大な数字になりました。

漫画村の最盛期が月間1億と言われていたので、その4倍ということで、史上最悪の状態になっておりました、その後、漫画BANKという一つの巨大サイトを閉鎖に追い込めたので、2021年の11月には少しがぐっと下がりましたが、結局、漫画BANKの跡を埋めるようにいろいろな海賊版サイトが登場して、あと既存の海賊版サイトも伸びて、また2022年に入ってから上昇傾向となりました。幸いなことにこの2月、3月に漫画BANKの後継と言われる海賊版サイトと、非常に2020年1月から数を伸ばしていた巨大2サイトを閉鎖に追い込むことができました。その結果、4億あったのが1億8,000万、半減ということで、非常に大きな前進にはなりました。

巨大2サイトが閉鎖になったのは、インターネット上ではウクライナにサーバーがあって、ロシアの侵攻があったので、サイトが閉じたんじゃないかといううわさが、何となく話題というか、ネタにしやすいで広まっていたようではすけれども、ウクライナとあまり関係なくて、というかほとんど関係なくて、出版社と関係省庁、関係団体の皆さんの努力によって閉鎖に追い込めたということをお理解いただければと思います。

この1億8,000万に減ったということで、非常に大きな前進でしたが、これがこのままずっと減って0になってしまうのかというと、全くそのような予感も残念なことにはありません。これが、現在の4月の月間アクセス数の合計で、ここを構成員限りで、どんな方が見ていらっしゃるかわからないので、サイト名とURLは墨塗りにしていただいておりますけれども、これは上位10サイトの4月の数字になって、さっき申し上げたとおり、4月の合計が1億8,000万ということで半減、めでたいかということ、これを見ていただければと思います。

このサイトは3月に250万しかアクセスがなかったのが、4月にいきなり3,800万と、ジャンプアップしています。ざっくり言うと4,000万、1か月で伸びてしまったと。その下のサイトは計測不能となっていて、それが4月に2,824万と、この計測不能というのはどうということかということ、ほぼゼロだったという状態です。それがいきなり3,000万伸びてしまったと。こちらのサイトも計測不能、ほぼゼロだったのが、1,000万になってしまったということで、3月に巨大サイトが閉鎖した後、その後釜を狙うサイトが急速に伸びているということが見て取れると思います。

一番伸びてしまったサイトは、1,480%という、すごいパーセンテージが出ていて本当にびっくりしますが、後継サイトが瞬時に巨大サイトになってしまうという状態が今も続いております。

このグラフで、有力後継サイトがこの赤い線です。薄いブルーのほうが、過去の巨大3サイトの伸びです。開設された時期がずれているので、本格稼働1か月目、2か月目、3か月目、4か月目ということで、開設された時期でこのグラフにしてみました。御覧になって分かる通り、赤い、今稼働している海賊版サイトが、稼働してからいかに急速に伸びているかというのが見て取れると思います。

過去、この薄いブルーのほうは、100万、200万から徐々に徐々に、じりじり伸ばしていった、半年たっても2,000万を超えるか否かという感じで、ゆっくりと成長していったという、そういう状況です。今、出現している後継サイトは、1か月で4,000万を超えてしまう、5,000万近くになってしまうというような、非常な過去に例を見ないような伸びを示しております。

原因はいろいろ推測されますが、例えば海賊版ユーザーの意識として、巨大海賊版サイトが閉鎖になっても、すぐに後継が登場するということを本当に実感していると思います。漫画村当時は漫画村がなくなってしまって残念というようなネット上でのつぶやきがよく見られましたが、現在の海賊版ユーザーは巨大サイトが閉じてしまったら、どうせすぐ次が出るやということで、嘆くことなくネット上ですぐ探そうとして、そして実際に探せる、検索エンジン等で探せるという状態になっています。

本当にずっと漫画村以降、いろいろネットでどんな情報がやり取りされているか見ていますが、今、後継サイトに群がる速度は格段に驚くほどに上昇しているという認識です。

一方、海賊版サイト運営者の手口としては、あれだけゼロだったアクセス数が3,000万になってしまうということは、普通の自分の自前のサーバーであれば対応できないと思われます。クラウドフレアをはじめとするCDNをかますことによって、短期間のアクセス数急増をあまりお金をかけずにさばくことができるというのが多分理由じゃないかと思えます。

それと、彼らはドメイン移転前提で様々な対策をしています。我々がいろいろと開示請求等をやるということは、彼らは織り込み済みで、簡単にドメイン移転できるように、いろいろな工夫をしています。例えばその一つが、ドメインや画像蔵置サーバーを複数準備していること、あと検索に表示されやすいサイト名やドメイン名を使っていること。過去

の著名海賊版サイト名を使ったり、ドメインに入れたりして検索に出てきやすいようにしているというような印象を受けています。

また、これは最近新しい新興サイト、後継サイトで確認されたんですけども、ある一部の作品を読もうとすると、よく似た名前の別ドメインに自動的に遷移して、そこで漫画が読めるという、そういう状況が確認されました。そうするとユーザーは、こっちのドメインでもあるんだということを認識して、新しいドメインに移行しても、すぐにサイトを認知できるというような状態になっております。

あと、最近恐ろしいと思っていたのが、ロシアのITサービスに切り替える海賊版サイトが幾つか出現してきました。今の戦争の状況で、これが本当かどうか、継続的になるかどうか分からないですが、ロシアは欧米、日本の著作権に関しては、我々は絶対そんなの守らない、みんな海賊天国だ、みたいな発言が最近あったような記憶がありますが、恐らくロシアにあるITサービスに我々が法的アクションを取っても、なかなか対応できないという状況になってしまうんじゃないかという事態を非常に心配しております。

今お見せしたとおり、きちんと手続を踏んで各事業者さんに本当に協力いただいておりますが、そのサイト自体が、ドメインが変更してしまう、ドメインホッピングされると、違うサイトと認定されますので、その対策はゼロからやり直しになるということが今の我々の悩みです。

これが今、実現している後継サイトの状況で、これはCODAさんがつくってくださったんですけども、いろいろな海賊版サイトが登場して、その連中はいろいろなドメインをもう既にいろいろ準備して、公開していて、どれか一つが潰れても次にすぐ移れるようにする、あるいはほいほいドメインホッピングして、我々の追及を逃れようとする、ということがよく分かる図表になっています。

これまでの我々の感触だと、頻繁にドメインホッピングすると、ユーザーが戸惑って、ついてこれなくなって、あまりアクセスが伸びないという印象がありましたが、これだけサイト名を変えたり、ドメインホッピングをしているにもかかわらず、あっという間に4,000万、5,000万になってしまうという、特異な状況になっているんじゃないかと。ドメインホッピングしても、ユーザーがついてくるという状況を非常に危惧しております。

ちなみにこれは、検索エンジンに関して出版社、Googleさん、CODAさんと連携して、どうしているかというような一覧表になりますけれども、なかなか海賊版サイトのドメインホッピング等と彼らの手口に対応できない状況が続いております。

また、広告に関しても、こういった海賊版サイトの連中はほとんど海外に住んでいる連中ですので、日本の広告事業者は使わず、海外の広告事業者を使っていて、大体表示されるのが、インターネットカジノであったり、もう本当に目を覆わんばかりのアダルト系の広告であったり、そんな広告が表示されている状況が今、続いております。

以上になります。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そうしましたら、同じく委員の皆様方から御質問をいただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

そうしますと、私から一つお伺いしたいんですけれども、先ほどの資料の、ページがないんですけど、様々なサイトの関係図みたいなのがある後ろのほうのページですけれども。そちらですね。その中にTCRP対象という表示が幾つかあり、これはGoogleのTrusted Copyright Removal Programというもので削除する側の著作権側を対象とするプログラムだと思うんですけども、そのサイト単位でこの対象になったりならなかったりとなっているのは、どういったことでしょうか。

【ABJ（伊東）】 TCRPに関して言うと、これはCODAさんが今TCRPを使って、大量に削除要請を送っています。要するに出版社が発注している侵害対策会社であったり、今回のCODAさんのように、削除要請を送る側がTCRPという認証を受けて、そこからの大量の削除は素早く対応しますよという認証プログラムのようなものです。

我々は、CODAさんと出版4社で連携して、この海賊版サイトが急速に伸び始めた、これが一番伸びそうだというような状況にもとづき、要注意サイトにTCRPを使って大量に送るということを我々の選択でやっているということになります。

Googleさんの説明によると、降格シグナル、要するにたくさんの検索結果の削除要請が、万単位で送られると降格シグナルが働いて、そのサイト自体が検索結果に表示されなくなるということなので、それを目指して、TCRPを使って出版4社の作品で検索結果の大量削除へと万単位で送っております。さっき、こちらで書いたように、常に2サイトから5サイトぐらいTCRPを使って送っていますが、降格シグナルが働かなかったり、または働く前にドメイン変更されてしまうというような状況が続いているということになります。

【曾我部座長】 ありがとうございます。ですから、権利者側でこのサイトを集中的な対策の対象にするという意味で、その対象という表示になっているということでしょうか。

【ABJ（伊東）】 はい、そうです。

【曾我部座長】 なかなか実際には効果が上がっていないというのが御説明でした。

【ABJ（伊東）】 はい。

【曾我部座長】 ありがとうございます。この間、御発言希望をいただいておりますので、上沼先生、田村先生、森先生の順番でお伺いしたいと思いますので、まず上沼先生、お願いします。

【上沼構成員】 御説明ありがとうございました。2つ質問があります。1つ目が2ページ目の巨大2大サイトが閉鎖したという、非常にいいニュースを伺ったのですが、その辺の理由が、もしもう少しお分かりになるようであれば、教えていただけるとありがたいと思います。

もう一つは、曾我部先生から御質問があった図ですけど、このドメインホッピングは、基本的にはその元のドメインについてのリダイレクトで、元のドメインの生きている状態でリダイレクトされているのかどうかを教えてもらえればと思いました。

以上です。

【ABJ（伊東）】 まず1番目の質問で、この巨大サイトが閉鎖されたという件に関して言うと、あと漫画BANKに関しては、これはもう報道等をされているので、ここで隠すことはないんですけども、集英社をはじめとする出版4社がアメリカでの開示請求等々を実施して、それが結構、運営者を特定する芯を食った情報がたまたま出てきたので、運営者がそれを嫌って閉鎖したんじゃないかと推測しております。

残る巨大2サイトに関して言うと、これもたまたま閉鎖されたというよりは、さっき申し上げたとおり、出版4社と関係する団体省庁の皆さんとの連携で、いろいろ施策を打った結果、閉鎖になりました。これは申し訳ございません、現在進行中の案件ですので、詳細を申し上げることはできません。高らかに我々がやったぜと宣言したいところですが、それをまだ言える段階ではないので、何か改めて機会があったら、皆様にきちんと御説明はしたいと思います。

こちらの図に関して言うと、基本的にリダイレクトするケースが多いです。でも、さっき申し上げたとおり、一部の作品を読もうとすると、別ドメインに自動的に遷移という、変わった手口も最近使い始めています。古いドメインのトップページに行くと、新しいドメインにリダイレクトするというのは普通ですが、これは、一部の作品だけが別ドメインに遷移するというような細かいテクニックを使っているケースもあります。

あるいは、全くリダイレクトしないで、ぽっと新しい海賊版サイトが出てきたら、で、調べると過去のサイトとのつながりがあったというケースもありますので、答えになって

いないようではございますけれども、様々なケースがあり得るというような状況になります。

ですので、サイト名ですが、これが例えば、この×××は共通で、.siteとか、.liveとか.comとか.inなど、下のほうだけ共通というようなテクニックで、ユーザーに、「前やっていたサイトと同じなんだ」という認識をさせるという手口もあるのではと思っております。

以上になります。

【上沼構成員】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。田村先生からも御質問いただいていたのですけれども、上沼先生と同じですので、スキップしてくださいということですので、スキップさせていただいて、森先生、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございます。先ほど降格シグナルのお話がありまして、私も前回それについてGoogleさんにお尋ねしていたんですが、通訳の関係等もあって、そのときはよく分からなかったという印象を得ているんですけれども、先ほどGoogleさんから、新しいドメインベースでの非表示の仕組みをこれからやっていくことについて、出版社側と合意したというお話がありましたけれども、その降格シグナル問題は非常に重要な問題だと思うんですけれども、それは解消されたと考えてよろしいのでしょうか。その新しい取組によって。それとも依然として、幾ら削除要請をしても、降格シグナルが働かない状態が続いていることが問題であり続けるということなのか、ということについて教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【ABJ（伊東）】 一社ABJの伊東としては、今の質問に関して答える立場にないような気もしております、答えづらいんですけれども。私の理解では、降格シグナルがなかなか働かないので、新しい枠組みをつくってみましょうというような流れになっているのではないかと理解しておりますが、こんな話でよろしいでしょうか。

【森構成員】 なるほど、分かりました。伊東さん個人としては、その問題が新しい枠組みによって解消されることを期待されているということですかね。

【ABJ（伊東）】 期待はしております。

【森構成員】 なるほど。ありがとうございます。

一度に御質問すればよかったですけど、もう一つお尋ねしたいと思いますが、どこだったかな、ドメインホッピングされると対策がゼロからやり直しというお話があったと思うんですが、これは全くそうだと思うんですけれども。ただ、今クラウドフレアに対して訴訟

もされていますし、前回以降、そのクラウドフレアとのやり取りもあったと思うんですが、そういうCDN対策ということは、特定のCDNがこれだけ海賊版サイトの発信に、高いプレゼンスを発揮しているという状況からすると、CDN対策ということはドメインを横断して、効いているんじゃないかと思いますが、それはその理解でよろしいでしょうか。

【ABJ（伊東）】 ドメインを横断して機能しているというのは……。

【森構成員】 つまり、CDNに対する対策は、例えば、今はできていませんけども、CDNとの間で、包括的な非常時の協定みたいなものができれば、どこのドメインから来ようが、その効果的な配信というのはできなくなるので、ドメインホッピングをされると、どうにもならないんだというお話だったと思いますけれども、そのCDN対策というのはドメインと関係なしに一定の効果があるんじゃないかとは思いますが、それはいかがでしょう。

【ABJ（伊東）】 はい、それは全く御指摘のとおりで、CDNがきちんと身元確認して、ドメインホッピングしても同一運営者だから、CDNを使わせないとかというような枠組みができましたら、非常に大きな効果があるんじゃないかと思っています。これだけクラウドフレアに関して開示請求をやって、運営者を特定して、サイト閉鎖になることを、全世界的に運営者は知っているはずなのに、ずっとこのクラウドフレアを使い続けるということはよっぽど何かうまみがある、ただで使えて、なおかつ海賊版サイトの運営を効率化できるのではと推測しています。その意味で言うと、ドメインホッピング等をされても、CDNがサービスを提供しなければ、海賊版サイトに対して結構効果があるんじゃないかというような、逆に今、期待が膨らんでいるというような状況です。

【森構成員】 なるほど。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

よろしいようでしたら、続きまして、事務局から骨子案について御説明をいただきます。よろしく申し上げます。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 曾我部座長、ありがとうございます。事務局より取りまとめ骨子案につきまして、資料4に基づき、説明を申し上げます。

資料を1枚おめくりいただきまして、1ページでございます。こちらの骨子案につきましての全体構造をお示ししております。大きい3つの章から成っております。1の章においては、海賊版サイトをめぐる状況、現状についての章となっております。2につきましては、前回までの会合に関係者の皆様から御発表いただきました内容について取りまとめる内容となっております。3、今後の取組の方向性につきましては、それらを踏まえま

して、皆様の議論のたたき台とするべく、事務局において今後の取組の方向性の案ということでお示しをするものでございます。

これら3つの章にのっとり、これまでの海賊版サイトへの対策につきましての現状と、その現状に対する取組を整理し、今後の海賊版サイト対策の取組の方向性について検討を行うという、大きい構成として取りまとめ案を作成したものでございます。この構成に沿って内容について紹介を申し上げたいと思います。

次をめくってもらって、その次の次まで、3ページです。こちらは1、インターネット上の海賊版サイトをめぐる状況についてでございます。アクセス抑止検討会で、この秋から皆様に精力的な御議論をいただいております。それよりも前の段階までで起こっていた状況等についてまとめているものが中心でございます。こちらは、今表示している3ページについては、総務省と政府全体における取組について、総務省の政策メニューや、政府全体における総合的な政策メニュー、それぞれ発表いたしまして、それに基づいた対応を実施してまいっております。その状況を記載しているものでございます。

4ページ、5ページ、6ページが、今申し上げた点についての参考資料となっております。

それで7ページ目でございます。7ページ目は海賊版サイトの被害状況ということで、前回会合までの、ABJ、伊東様にも発表いただいておりますような最悪の状況となっております。おった海賊版サイトへのアクセス数が伸びていた状況、そこについてのアクセス数の数値等を記載しているところでございます。こちらの現状につきましては、伊東様の発表も踏まえまして、本日の発表も踏まえまして、事務局において報告書案を作成する際にはアップデートをしたいと考えているところでございますが、現時点で上位3サイトであったようなサイトが閉鎖されておまして、その後継サイトや模倣サイトが多数出てきているというところが現在の大きな状況でございます。

8ページ目につきましては、関連する日本漫画家協会様と、中島弁護士からの御発表の内容でございました。

9ページ目のところは、Google様からの御発表からの引用となりますけれども、コミック市場全体の推移というところを参考としてお示ししているものでございます。

10ページ目、こうした状況も踏まえまして、民間団体での取組について紹介をいただいたもの、その内容をまとめているものでございます。ABJ様におきましては、ABJマークを用いた正規版流通の促進の活動であるとか、普及啓発活動、また海賊版サイトリストの利

活用、それとまた関係省庁との連携というところを取り組みいただいていたというところの御発表内容、そこを記載しているものでございます。

また、SIA様におかれまして、SIA様で事務局を務めていらっしゃいます海賊版実務者意見交換会についてのお話、また、海賊版サイトに関しての情報共有スキームを通じたセキュリティ対策ソフト提供者に対するリストの共有等についてのお取組をここで記載しているものでございます。

参考資料が11ページ、12ページと続いておりまして、説明は割愛いたします。

14ページにお進みください。こちらから、こうした現状をも踏まえまして、海賊版サイト対策の取組に関しての現状と課題というところで、総務省の政策メニューの進捗状況の把握と、総務省の政策メニュー以外の取組についての現状と課題をまとめたものでございます。

14ページの政策面での進捗状況、普及啓発につきましてですが、こちらは総務省の政策メニューの1つ目の柱になっている部分でございます。こちらは今年のアクセス抑止検討会の会合におきまして、事務局からインプット差し上げた内容の、令和3年度末までの内容を踏まえてのアップデートも行ってございます。海賊版サイトにアクセスさせないというところへの地道な働きかけが重要でございます。それに対して、ユーザーに対するICTモラル及びICTリテラシー向上のための啓発活動ということで、関係民間団体や学校現場との連携を通じまして、e-ネットキャラバン、インターネットトラブル事例集の公開、普及啓発動画の作成公開などを実施してございます。

続いて15ページには、こちらに関してのこれまでの会議におけます構成員の皆様の関連する御発言をまとめたものでございます。参考資料が16ページにございますので、御参照ください。

続いて17ページでございますが、こちらにおきましては、セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進ということで、セキュリティソフト事業者の皆様に御協力いただいて、端末において海賊版サイトにアクセスしようとする際に警告を表示するというお取組につきまして、その前提となるユーザーのそうした機能の受容度に関する資料となっております。こちらは文字文字しいので、参考資料のほうが分かりやすいかと思っております。22ページを御覧いただければと思います。

22ページに記載しておりますのが、今回のこの資料においてもまとめている内容となっておりますが、第1回調査までは、過去の検討会の場において事務局からインプットした

内容となっておりますが、第2回、第3回の結果につきまして、今回新たに御報告を申し上げるものとなっております。

こちらの記載におきまして調査の結果によれば、海賊版サイトに対してユーザーは引き続きアクセスしたくないと思っていられる方が多くいらっしゃいます。違法化された前提というところでも、海賊版サイトにアクセスしたくないという方がほとんどでございます。著作権法改正に関する認知度についても併せて調査をしておいたところでございますが、こちらは第2回調査、第3回調査を第1回調査と比較しますと、ダウンロード違法化の認知度に関しては若干の低下の傾向が見られるところでございます。

23ページに、こちらはその調査の結果をまとめてございますけれども、アクセス警告の表示によって、どの程度アクセスしないであろうと、警告された場合、あなたはそのサイトにアクセスしますかという問いに対して、アクセスしないだろうと考えていらっしゃるユーザーの方がほぼ全てだという結果がまとまっております。

お戻りいただきまして、18ページにお願いいたします。こうした調査結果も前提にしまして、セキュリティー対策ソフトにおけるアクセス抑止方策についての導入を、皆様、セキュリティー対策ソフトの皆様、MNOの皆様、フィルタリングサービスの提供者の皆様にご協力いただくような場として、実務者検討会を運営しておりましたことについての説明資料となっております。こちらは以前の会合においても御紹介した内容でございますので、詳細は割愛いたします。

19ページにお進みください。こちらではセキュリティー対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進について、過去トレンドマイクロ様に御発表いただいた内容を記載しているものでございます。こちらは、当時の御発表内容の参考資料の後ろでページとして記載しております。主なポイントといたしましては、実際にそれまでの海賊版サイト以外の詐欺サイトなどに警告表示を行っていたときから、海賊版サイトに対しての警告も表示するようになったという段階で、非常に多くの警告数が表示されるようになったという傾向がありました。

また、アクセスした回数についてのユーザー別の分布を見てみると、ユーザーのアクセス回数の中央値が1であったというところがございます。ほぼ多くのユーザーの方が1回アクセスした際に、その後アクセスしなくなるという傾向があったのではないかとこのところ御発表があったところでございます。

21ページ、22ページ、23ページ、24ページ、25ページ、26ページにつきましては、今申

し上げました件に関しましての参考資料となっております。

27ページにお進みください。こちらは政策メニューの3つ目の柱にございました、発信者情報開示に関してでございます。こちらもかつて事務局から御報告申し上げた内容となっておりますけれども、昨年4月に成立いたしました、プロバイダ責任制限法につきまして、本年10月1日に施行予定となりました。こちらの改正によって簡易化、迅速化された裁判手続によって発信者情報の請求が迅速に進むことが期待されるところでございます。

28ページは、今申し上げた内容につきましての参考資料となっております。

29ページにお進みください。こちらは政策メニューの4つ目の柱でございます、国際連携の推進に関する取りまとめを差し上げるものでございます。①の国際的な場、ICANN等における議論の推進という点に関しましては、ICANNにおける政府諮問組織、GACにおいて、今まで総務省としても政府代表として参加をいたしておりまして、そのICANNの場において、このレジストラホッピング、ドメインホッピング等についての問題提起を行いまして、出席している関係者との間での認識共有を図っております。それについての紹介をさせていただいている文章となっております。

特にICANN73、一番最近に開催されましたICANNにおきましては、同一の者と思われるレジストラント、つまり利用者ですが、その同じレジストラからドメインを取得して、ドメイン名を利用した不正利用を継続しているというところ。昨今の、先ほど伊東様に御発表いただいたような内容をケースとして紹介いたしまして、ICANNのコンプライアンス部門による継続的な監査や、ICANNの他組織と連携した対応策の検討等を提案しているところでございます。

若干飛ばしまして、その下のG7デジタル大臣会合についてですが、こちらは今回初めてお示しする内容となっております。2022年5月10日から11日に、G7デジタル大臣会合が開催され、その際、DFFTの推進に関する議論が行われまして、大臣宣言が採択されました。その大臣宣言の中にDFFTに関連いたしまして、知的財産保護についても引き続き協力をするということが記載がございます。このように、先進諸国との間でも知的財産の保護、著作権侵害への対応につきましても、重要性の認識の共有が図られたところでございます。

お進みいただきまして、30ページでございます。マルチの場でのみに限らず、バイの機会も捉えまして、この著作権侵害の対応の必要性についての認識共有等を政府としても図ってまいったところでございます。EU、ドイツ、ベトナムとのバイの会談の機会を捉えまして行ってまいりました。

31ページは、これに関連しての構成員の皆様からの御意見、32ページが、これに関しましての事務局からの参考資料でございます。

33ページにお進みください。ここにつきましては、政策メニューに記載されているポイント以外のポイントにつきましての現状等をまとめるものでございます。33ページにおいては、広告に関する現状課題等というところでございますけれども、ABJ様から御発表いただいた内容において、現在、海賊版サイトには、不法行為をいとわないアンダーグラウンドな海外業者の広告が表示されているという現状を記載してございます。また、本日、JIAの柳田様に御発表いただきました内容を含めまして、現在の取組の現状と課題についてまとめてまいりたいと思っております。

35ページにお進みいただけますか。こちらが政策メニューにない取組として、次の、CDNサービスに関する現状と課題に関する記載でございます。こちらは、かつて御発表いただきました日本ネットワークイネイブラー様からの御発表を踏まえまして、CDNサービスというのが、インターネットの安定的な運用には不可欠である一方で、それがもし海賊版サイトに悪用されると、その被害を拡大させるという内容についてまとめているのが35ページでございます。

また、36ページにおきましては、平井弁護士、丸田弁護士から、海賊版サイトがCDNを利用しているという現状について、その意図、目的、メリットであったりとか、なぜクラウドフレアのサービスに特定してよく使われているか、といったところについての分析を御発表いただいた、その内容の概要でございます。

37ページにお進みください。CDNサービスに関しまして、実際にCDNサービスを提供している方々からの御説明、御発表内容を記載してございます。アカマイ様から御発表いただいた内容につきましてでございますけれども、例えばアカマイ様におきましては、契約する際にその会社が正規の会社であるかとか、その目的等について確認しているといった御発言内容についてまとめているものでございます。

また、クラウドフレア様からの御発表内容につきまして、御発表内容は、当日は非公開でございましたので、御発表資料から作成をしているものでございます。こちらについておまとめしたものでございますので、御参照いただければと思います。

38ページには構成員からの御指摘などをまとめているものでございます。39ページもそうですね。40ページにお進みください。

こちらはCDN事業者の利用規約における対応の比較という資料でございますが、こちら

は各社のホームページで公開されている資料を基に、事務局において作成いたしましたものを各社に御確認いただいたものでございます。一部、クラウドフレアさんの※で記載していただいているような内容などについて、御自分で追記をいただいたものとなっておりますけれども、このように各社のCDNサービスについての簡単な比較を行ったものでございます。

例えばクラウドフレア様の「利用開始時の本人確認手続の有無」というところでは、これを明確に行っていないというところでバツになっているところがございますし、「利用規約における著作権侵害を禁止する旨の記載の有無」というところでは、例えば丸が記載されているといったところを一覧性を持って比較いただくために事務局において作成した資料でございますので、ぜひ御議論に供していただければと思います。

41ページにお進みください。このページからは検索サービスに関する現状と課題等についてのまとめでございます。こちらについて、平井弁護士から御発表いただきました、特に新規のサイトへの流入において検索サービスが大きい貢献をしている、大きい影響を与えているということについての御発表内容をまとめたものでございます。

42ページにつきましては、これに関連してヤフー株式会社様において自主的に取り組まれている内容について、非表示等の取組についての御発表をいただいているものでございます。こちらは冒頭に申し上げましたように、ヤフー様から追加の御参考資料の提出がございましたので、こちらも踏まえたアップデートは事務局で行ってまいりたいと思っております。

43ページにお進みください。こちらがGoogle様におけるお取組という部分でございます。Google様のTCRPを用いたお取組等について、これまでの御発表においていただいた内容をまとめておまして、本日御発表いただきました内容を踏まえまして追記をする予定でございます。

44ページにつきましては、これに関連する構成員の皆様の御発表というところでございます。

45ページにお進みください。こちらは、第5回会合、アクセス抑止検討会をこの秋に開始した際に、赤松先生からの御発言内容についての記載でございます。正規版の流通というのが海賊版対策にとって重要ではないかという御意見、またサイトブロッキングに関しては、漫画家の権利を守るためという理由で導入することについての違和感を抱いているという内容でございます。

46ページにつきましても、これに関連する構成員の皆様からの御発言のところでございます。

続きまして、48ページからは、こうした現状を踏まえましての今後の取組の方向性として、事務局において案としてお示しするものでございます。これをたたき台としていただきまして、先生方に御議論を賜れればと思っておるところでございます。

今後の取組の方向性の案といたしまして、48ページにおいては、まず総論的な部分についての説明をいたしております。こちらは一部本日の発表の内容も含めて記載をしておりますけれども、まず1つ目の丸におきまして、これまでの出版権利者や民間事業者、事業者団体の取組によりまして、海賊版サイトのうち、特にアクセスを集めていたものの閉鎖が見られるなど、一定の成果が見られると記載しております。一方で、後継サイトや模倣サイトが多数存在しておりまして、そうしたサイトが、いつまた多数アクセスを集めるようになるかというところが危惧される状況であるというところを記載しております。

こうした取組の中で、総務省の政策メニューに記載されているような内容につきましては、これをきちんと継続することが重要ではないかというところを2つ目の丸で記載しております。

また、総務省の政策メニューに記載されている以外の内容につきましてですけれども、3つ目の丸におきまして、検索結果を通じた新興海賊版サイトへの流入防止、CDNサービスによる海賊版サイトの設備投資の軽減と急成長への寄与の防止、またドメインなどのインターネット資源が海賊版サイトに悪用されることの防止など、海賊版サイト運営に関するエコシステム全体のアプローチが必要ではないかとまとめてございます。

そのための場として、権利者や検索事業者、CDN事業者をはじめとする業界を超えた協議の継続であるとか、またこれもグローバルな話題でございますので、海外政府や国際機関、国際的な場などにおける協議、働きかけを継続する必要があるのではないかということに記載しております。

また、その対策を行うに当たっては、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止といった基本的な憲法上の規定にも留意して進める必要があるのではないかということを総論として記載しているものでございます。

49ページにお進みください。ここからは各政策メニューや政策メニュー外の取組についての方向性をそれぞれ項目ごとに記載するものでございます。3-1政策メニューと記載しておりまして、(1)においては啓発活動についての記載をしております。こちらは普

及啓発活動を継続することが必要ではないかというところを記載しております。また、これに関連していただいた御意見などを踏まえまして、その際、例えば違法にアップロードされたサイトを閲覧することが犯罪行為の助長につながるということも併せて周知することが有効ではないかといった内容であるとか、特定のサイトへのアクセス防止だけではなくて、著作権侵害を行う海賊版サイト全体のアクセスを思いとどまらせるような普及啓発活動とするのがよいのではないかとといった御意見も踏まえた記載をしております。

また、(2)のセキュリティー対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進におきましては、1つ目の丸において、引き続きセキュリティーソフトによる警告表示が重要ではないかと、必要ではないかということに記載しております。また、2つ目の丸においては、まだそのセキュリティー抑止機能が未導入の事業者に対しましても、この機能を導入いただくことを働きかけることが必要ではないかということを示しております。

また、3つ目の丸におきましては、引き続きユーザーの受容度に関する調査であるとか、こうした海賊版サイトへのアクセスに関して、このセキュリティー対策ソフトの取組が貢献した程度等について、引き続き検証を行っていく必要があるのではないかと記載しております。

(3)の発信者情報開示に関する取組におきましては、改正されましたプロバイダ責任制限法に基づいて、その施行に向けた準備、関係機関との連携や周知などを行っていく必要があるのではないかと記載しております。

おめくりいただいて50ページです。(4)海賊版対策に向けた国際連携の推進につきましては、検索非表示等の措置を逃れるために海賊版サイトがドメインホッピングをしているということに関して、ICANNなど国際的な議論の場への働きかけを継続することが必要であるのではないかと示している箇所がございます。

また、2つ目の丸においては、ICANNにおける議論に関しましては、インターネット空間への国家による過度な介入とならないよう留意しながら、海賊版サイトをめぐる問題について特定のサイトの運営者がドメインホッピングなどを行いインターネット資源を悪用していることや、特定サイトの運営者が登録情報レジストラを正確に把握することの必要性について認識共有を図っていくと。それによってICANNにおける実効的な対策を促す必要があるのではないかと示しておるところでございます。

また、3つ目の丸においては、引き続きバイやマルチの機会を捉えて、海賊版サイト対策の必要性について認識共有を図っていく必要があるのではないかとということに記載して

いるものでございます。

51ページにお進みください。こちらは広告に関しての取組の方向性を示しているものでございますが、これも引き続き、関係者におけるリスト作成・共有といった業界団体を通じた広告出稿の枠の提供や、出稿の停止の取組を継続する必要があるのではないかということに記載しているものでございます。

また、その取組の結果、明らかになっている課題といたしまして、暴力的なものとかアダルトなもの、オンラインギャンブルといったようなアングラな広告について、海外の出稿事業者が出しているものが多いということについて、必要な取組を検討するために、まず実態把握を行う必要があるのではないかということをお示ししております。

3-3、CDNの箇所でございます。こちらの記載につきまして、1つ目の丸におきましては、CDNサービス自体はインターネットの安定的な運用に不可欠であるものの、海賊版サイトへの集中的なアクセスを可能にしているということ、あるいは海賊版サイトの閉鎖後の後継サイトや新興サイトが、設備投資を経ずに急速に成長するということを可能にしているのではないかという指摘がございます。そうした前提を踏まえまして、CDNサービスにおいて利用規約や著作権侵害目的の利用の禁止といった事前の対応、また明らかになった場合のキャッシュの削除やサービス停止といった事後の対応の確実な実施というところが、CDNサービスによる自社サービスが著作権侵害サイトに悪用されることを防止するための取組を促進することが必要ではないかと、一般論的に記載をしているものでございます。

また、2つ目の丸におきましては、これまでの会合において御指摘をいただいた、御発表いただいた内容も踏まえまして、海賊版サイトのうち多くのサイトがクラウドフレア社のサービスを利用しているという指摘がございました。そうした指摘を踏まえまして、同社に対しては、自社サービスが海賊版サイトに悪用されるということが明らかになった場合のキャッシュの削除やアカウント停止の仕組み、あるいは権利侵害を行った者に関する適切な情報開示の取組について、これを促す必要があるのではないかということをもとめてございます。

また、同社による海賊版サイトによる不正利用への対応が不十分であるという指摘が会合の中でございました。そうした指摘を踏まえまして、同社は、利用計画に基づく体制がきちんと行われているか、例えば受付の態勢であるとか、その運用、結果等について適切な説明を行う必要があるのではないかということに記載してございます。

また、このCDNサービスの海賊版サイトへの悪用防止を促すに当たりまして、通信の秘密の保護や検閲の禁止の規定等に留意して進める必要があるのではないかとすることを記載してございます。

3-4、検索でございます。こちらにつきまして、検索サイトへの検索サービスからの流入について、これを抑止するための検索事業者と出版権利者間での協議が進んでいるということを御発表いただいていたございました。そうした内容も踏まえまして、海賊版サイトの検索結果から非表示に関する取組を継続・改善を図っていくことが必要ではないかとまとめてございます。

また、取組に関しまして、特定のサイトがドメインホッピング等をした場合の、後継サイトや新興サイトへの対応について、機能が十分果たされているかといったことについて、検証を継続的に行う必要があるのではないかと記載してございます。

また、検索サービスについての対策を検討する際にも、検索サービスが有する情報流通基盤としての側面であるとか、表現の自由の保護、検閲の禁止の規定に留意する必要があるのではないかとことを示してございます。

3-5、その他の箇所につきましては、海賊版サイト対策という観点からも、正規版の流通を促す必要があるのではないかとこのもの、また海賊版サイト対策の取組を行うに当たっては、サイトブロッキングは通信の秘密や表現の自由を脅かす可能性があるという指摘を踏まえて、引き続き表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止に十分留意する必要があるのではないかとこの御指摘を記載しているものでございます。

最後の53ページにつきましては、参考資料として図をお示しするものでございます。

以上、長くなりましたけれども、事務局からこの骨子案につきましての説明は以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そうしましたら最後に自由討議を行いたいと思います。今日御発表いただいた各社の方々、各団体の皆様への追加の御質問であったりですか、あと、今御説明いただいた取りまとめの骨子についての御意見、御質問などがありましたら御自由にお出しいただければと思いますが、その前に本日御欠席の江崎座長代理から、骨子につきましてのコメントを頂戴しておりますので、まず、私から代読をさせていただきたいと思います。長めなのですけれども、お時間をいただきます。

まず、事務局提案資料、現状取りまとめ骨子に関して基本的に賛同、賛成でございますということですね。その後、2つ大きな項目がありまして、1つが現状と課題ということ

でございます。その1つ目が、各ステークホルダーの活動とその効果の現状に関する取りまとめを高く評価させていただければと存じます。表現の自由の保護、通信の秘密の保護、検閲の禁止などの基本原則を尊重した検索サービス事業者、それからエンド端末のセキュリティサービス提供者、CDN事業者における取組の現状と、その現状での効果が整理されているとのこと。

エンドユーザーは海賊版サイトを利用したくないという意思を十分に持っているとの調査結果も行われており、評価させていただきます。政府のみならず関係するステークホルダーの皆さんによる公告・周知活動の成果であると考えます。国際的・グローバルな連携・協調に向けた活動が展開されています。活動の継続と活性化が必要であると考えます。というのが現状と課題についてのコメントです。

続きまして、今後の取組の方向性についてのコメントを読み上げます。2023年にはG7、IGFが日本で開催される予定と認識しています。この機会を生かし、本問題の問題点を世界で共有し、問題解決への連携を加速、具体的な活動体制の構築に向けた関係ステークホルダーによる活動を期待するとのこと。

現状と課題の整理から、現状においては、「CDNが海賊版サイト運営者によって悪用されないための効果的で具体的な対策実施の必要性をグローバルに認識してもらうこと」が重要であると考えます。「さらに、対策の実装・実施における各事業者の実情・実態を確認・共有、さらに必要な改善を実現する体制やコミュニティの形成」が必要であり、効果的ではないかと考えます。

ドメインホッピングなど、よい利用方法と不適切な利用方法が存在するのは当然であり、技術・サービスの中立性を保った上で、不適切な利用に関する対応策が議論・適用・実装されるべきであると考えます。

「ネットワークによるブロッキングが不適切」との基本的な考え方は、本件の知的財産権の保護という当然の問題だけではなく、DFFTで提起されている虚偽情報や不適切な扇動情報への対処においても同様に、グローバルに守られるべき規範であると。表現の自由の保護、通信の秘密の保護、検閲の禁止などのグローバルに守られるべき基本原則を尊重した施策の立案と実施が重要であると考えます。この実現のための各ステークホルダーによる自律的かつ連携・協調活動の展開がグローバルに実現されなければならないと考えます。

以上が、江崎座長代理のコメントになります。ということで、改めて構成員の皆様方から御意見、御質問をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では上沼先生、お願いいたします。

【上沼構成員】 あまり時間がないので大きく分けて3点ほどお願いします。

まず、取りまとめをありがとうございました。1つ目は、対策に当たっては、費用対効果が高いものものからやっていくのがいいかと思っております、そういう意味では、例えば、一般ユーザーは海賊版サイトにアクセスしたくないという結果が出ているのであれば、一般ユーザーに対し、海賊版サイトに行かないようにする仕組みが効果的ではないか、つまり、積極的に海賊版サイトにアクセスしようとする人達を防ぐのは大変なので、数も多く効果もありそうなものを相手にするとかが重要なかと思っております。

もう1点、それほどたいした話ではないのですが、先ほど、レジストラホッピングのお話がありました。この前レジストラホッピングの話が出たときに、コメントをすればよかったのですが、ジェネリックトップレベルドメインができたとき、商標権侵害の対策で、そのユニフォームラピッドサスペンションという手続が導入されて、レジストラ間の移転を防ぐ手続が導入されています。本件は、ドメインそのものが権利侵害になっているのと違うケースなので、この手続がそのまま応用できるかは分かりませんが、技術的にはそれができる、要するにレジストラホッピングを防ぐ技術的な基盤はあるのかと思いますので、ICANN等でお話をされているということなので、そちらの制度を参考にするという手もあるのかと思います。

あともう一点は、CDNサービスがインターネットにおいて非常に有用だというのは分かっているんですけども、こちらにもありましたとおり、特定の1社についての問題が非常に大きいという状態です。特に、40ページにあります、各CDNサービスの対応を見ると、利用開始時の本人確認の有無が、非常に重要だと思います。

というのは、ここの本人確認をきちんとやっていないと、その次の利用規約違反に関する対応として、契約停止等をしたとしても、同じ人が契約できてしまうということになるので、あまり意味がないと思うんですよ。このように、特定の会社において問題があるのであれば、その会社についての対応が必要なかと思われましたので、その点のコメントです。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、長田構成員、お願いいたします。

【長田構成員】 長田です。ありがとうございます。上沼先生が最初におっしゃった、一般ユーザーを対象にした普及啓発ということになるのかもしれませんが、加えてお

願いがあります。

一つは、今、ストップ海賊版対策ということで、様々な活動をされていますけれども、違法にアップロードするのと、それからダウンロードするのが違法だというメッセージになっていますしかし、今日の骨子案にも書いていただいているように、違法にアップロードされたサイトにアクセスすること自体がいけないのだということをきちんと伝えていくべきかと思いました。

それからもう一つは、そのサイトが海賊版サイトなのか、正規サイトなのかと、ABJのマークをつけていただいているわけですがけれども、それがどうしてもサイトの下のほうに行かないとマークが出てこないというのは残念だと思っております。サイトを開けた瞬間にABJマークが目に入るような形で、正規版のサイトをもっと売り出していくというか、当然分かるでしょうとお思いになるかもしれませんが、そのくらいにABJのマークがもっと有名になっていくことが大切かとは思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。最後の御指摘、本日ABJの伊東様もお聞きになっていると思いますので、また御検討いただければと思います。

続きまして田村先生、お願いいたします。

【田村構成員】 どうもありがとうございます。この骨子案は、非常に基本的な方針針であり、もちろん賛成したいと思っています。

私からの質問は、51ページの、先ほども話題になりましたクラウドフレアさんに関するところです。現在著作権侵害のサイトの多くがクラウドフレアさんのサービスを悪用しているのです。様々な対応を促すと書かれてかれています。けれども、現状に鑑みると、もしかすると、そもそもクラウドフレアさん自体が著作権法の制限規定の恩恵を享受できない状態になっている可能性も否定できないと思います。

どういうことかということ、著作権法には47条の4第1項の柱書きのただし書に、簡単に言うと著作権者の利益を不当に害する場合には、この免責規定を受けられないという条文が入っており、その段階に達している可能性もあるのです。もちろん解釈の余地もありますし、また現状をはっきり分かっているわけではありませんから断定はできません。ただ、もしクラウドフレアさんのような周辺事業者が効率的に著作権侵害に悪用されることを防止する措置を取れるにかかわらず取っていない場合には、47条の4第1項の柱書きのただし書によって、むしろ著作権侵害の責任を免れないということも踏まえて対策を取るなど、

対応を促す以上に何か踏み込んでもいいような気もしております。

それが、解釈の問題、あるいは現状把握の問題などで、まだ断定的でないということであれば、これはほぼ森先生の意見と同じことになりますが、私の意見として、38ページのところに書き記しておいていただだけでも、大変うれしく思います。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の点について何か事務局でコメント等がございますか。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 田村先生の御指摘、ありがとうございます。御指摘を踏まえまして、意見について今後の方針の中でもそうした御指摘を含められるように、曾我部座長とも相談した上で盛り込んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そうしましたら続きまして、森先生、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。骨子案はしっかり、ここで検討した様々なことを押さえていただいて、また我々の知らなかった海外との連携みたいなことも入れていただきまして、大変よくおまとめいただいたと思います。

その前提で、ですけど、今、田村先生からお話がありました、その法的責任、今38ページを示していただいているんですが、これをありがとうございます。全くこのとおりの意見です。今でも。これとの関係でですけど、もちろんクラウドフレアのことが非常に大きな、極めて大きな問題だと思っています。それは後から申し上げますが。やや一般化した話としては、この間、結構はっきりしなかった法律解釈について、いろいろ明らかにするような裁判例みたいなものが出てきているかと思っています。

具体的には、昨年末に赤松先生が広告事業者を提訴して勝訴したケースですとか、あと、あれですけども、SNSと著作権侵害、SNS上に著作権侵害がアップロードされた場合に、SNSの運営事業者がどういう責任を負うかということについての裁判例、これは私は個人的にはあまり承知していないんですけども、そういうものがあれば、それを御紹介していただいたりするといいと思いますし。こういう、この検討会の報告書みたいなところに、もし可能であれば入れていただきたいと思っています。

あと、著作権侵害の話じゃないんですけども、誹謗中傷に関して重要な最高裁の判決、一つは平成29年度の検索事業者のやつですけども、その文脈で、SNSだったらどうだと、検索じゃなくて、ということについて最高裁で弁論が開かれましたという報道があります。

これは事務局に教えていただいて、なるほど、報道を見たらそういうことになっているようですので、そういったSNS事業者の法的責任に関する裁判例を御紹介していただいたりすると、いろいろ、この周辺の法的責任に関する問題も御紹介していただくと、検討が深まるといいますか、そういったことを前提に対策もできるんじゃないかと思っておりますので、それをやっていただくのがいいんじゃないかと思っております。

出版社の皆様というのは、一方で、周囲に例えば検索は検索、CDNはCDNと、どこかで削除スキームをつくっていかねばいけなわけなので、一方で、手を握りながら反対の手でけんかをするみたいなお立場にあつて、やりにくいという面はあると思うんですね。ですので、そういう法的責任の問題について、検討会で淡々とやるというのは一ついいことじゃないかと思いました。それが1点目です。

2点目は、それとも関係しますけれども、今日のお話を伺っていても、継続的観察というのは非常に大切だと思いました。Googleさんの新たな取組、これは降格シグナルの問題を解消するものであるということが期待されるわけですけれども、それについても、どうなっていくんだろうということは、定期的に教えていただく必要はあると思っておりますので、継続的に本会で、この検討会で見ていくということは重要なのではないかと思いました。

それから、3点目にクラウドフレアの問題ですけれども、これは上沼先生のお話が全くごもっともだと思っております。40ページにお書きいただきましたが、利用規約には著作権侵害を禁止する記載がありますけれども、本人確認をしないということになっていますので、何回でも利用できるし、さらに言うと、法的手続なんかもできなくなっていると。それで権利侵害がそんなに発生していなければ別に、それはそれで仕方がないことかもしれませんが、非常に多くの海賊版サイトに対して、配信サービスを提供しているということになると、もうこれは看過できない問題ではないかということだと思っておりますので、まずはそのクラウドフレアのこの状態を何とかしていただくということが一つの大きなテーマになるのではないかと思います。

最後に細かいことですが、15ページに私の意見を書いていただきまして、15ページだったかな、15ページですね、ありがとうございます。その1ポツのところを書いていただきました、1ポツのところの私の趣旨としましては、どちらかというとアップロードサイドの法的責任のことで申し上げましたので、下から2行目のところの、「ダウンロード違法化について」というところは取っていただきまして、アップロードサイドの刑事の判決という趣旨で申し上げたというところでございます。

以上です。

【曾我部座長】 森先生、ありがとうございます。いずれも重要な御指摘だったと思いますので、取りまとめの際にはぜひ盛り込むように御相談したいと思います。ありがとうございます。

それから、オブザーバーの日本インターネットプロバイダー協会の立石様から御発言希望をいただいていますので、最後に御発言いただければと思います。よろしく願います。

【日本インターネットプロバイダー協会（立石）】 手短に、もう時間もないので、と思います。一つはロシアの話が出ていたので、ロシアの話ですけど、ロシアのISPさんは、どうも資金的に相当厳しくて、グローバルへのインターネットアクセス自体が厳しくなっているという状況なので、ひょっとするとそれで荒稼ぎをするほど余裕はないかもしれない、あるいはその逆で、資金ショートしそうだから、それで荒稼ぎしているという話も。これもどちらも未確認情報ではあるんですけど。

ただ、グローバルのほうからは切ってしまうと、国内の反対運動に対する情報提供がゼロになるので、結構悩ましい状況であるというのがありました。というのを1点。

それともう一つですが、前回だったか前々回だったか、IGFの話をさせていただいたんですが、9月にシンガポールでありますIGF、これはアジアパシフィックですけど、それでこの海賊版の件に関してセッションを今、提案しています。採用されるかどうか分かりませんが、採用されればと思っています。

それから今年のIGF、これはエチオピアですけども、そちらにも今、提案しようということで予定しています。そのきっかけは、海外のとある大手プラットフォームの担当の方と話をしていると、日本でこういう取組をやっていることを全く知らないということを知りましたので、これは、江崎先生だったかどこかにもお話がありましたけども、グローバルにちゃんと日本の事例を紹介しないといけないと思ったので動き始めたということ。

以上です。ありがとうございました。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。これにて御発言は以上かと思しますので、自由討議は以上とさせていただきます。いただいた意見を踏まえまして、取りまとめに次回以降、移らせていただきたいと思います。

ということで、事務局から何かございますか。お願いします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 曾我部座長、ありがとうございます。

次回会合につきましては、別途調整の上、御案内申し上げます。本日も御議論ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございました。これにて本日の議事は全て終了いたしましたので、以上をもちまして、インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会の第8回会合を終了とさせていただきます。

本日は皆様、お忙しい中、御出席いただきまして、どうもありがとうございました。

以上